

# 令和6年度青森・神戸共創ビジネス推進業務委託仕様書

## 1. 目的

青森・神戸間を結ぶ航空路線の利便性を生かし、青森県と神戸市等<sup>\*</sup>の企業間において、ビジネス連携の推進及び県産品のテストマーケティング等を実施することにより、両地域間のビジネス需要を拡大することを目的とする。

※神戸市及びその周辺地域

## 2. 業務内容

### (1) 業務の企画と全体調整

- ・発注者と随時協議を行い、主体的に業務を遂行すること。協議の結果、必要があれば業務の改善や変更を行うこと。
- ・業務目的の達成に向け、委託業務の進捗管理を行うこと。
- ・業務の実施に当たり、自社の強みを活かし、保有するノウハウを提供するとともに、必要な体制を構築すること。

### (2) 神戸市等の事業者とのビジネス連携の推進

神戸市等の事業者を本県に招へいし、以下の業務を1回以上行うこと。

#### ①全体

- ・招へいする神戸市等の事業者は5者程度とし、受注者が候補事業者を選定の上、発注者と協議して決定すること。なお、業種は問わないが、本県事業者との取引拡大・マッチング可能性につながる観点を重視し、候補事業者を選定すること。
- ・事業企画、招へいする神戸市等の事業者の募集、連絡調整、実施運営、記録作成等を行うこと。また、謝金・旅費の支払い、会場費の支払いは委託料に含む。
- ・以下②～③は、同日程での開催を基本とし、2泊3日程度の行程とすること。

#### ②事業共創ワークショップ

- ・青森県内において、参加事業者のプレゼンテーションや自由な意見交換を通じ、双方のビジネス連携の推進と新たな事業共創を目的としたワークショップを開催すること。
- ・なお、ワークショップの実施に当たっては、参加事業者間の連携が円滑に進むよう手法を工夫するとともに、連携事例が具体化するよう、委託期間内に継続してフォローアップを行うこと。

#### ③視察ツアー

- ・招へいした神戸市等の事業者に対して本県の魅力や産業の特徴をPRすることを目的として、本県の視察ツアーを企画・運営すること。なお、視察ツアーの行き先は、発注者と協議

して決定すること。

- ・ ツアー実施に係る経費は委託料に含み、青森県内で着地型ツアーを実施している旅行業者と連携し実施すること。

### (3) テストマーケティングの実施

以下により、神戸・関西圏で県産品のテストマーケティングを実施した上で、アンケートの集計・分析により、神戸・関西圏での販売に向けた顧客ニーズの調査及び出品する県内事業者（以下、「出品事業者」という。）に対しアドバイスを行うこと。

#### ①テストマーケティング調査対象商品

- ・ 県内事業者が商品化した加工食品等を対象とし、商品数は5商品程度とする。
- ・ 候補となる商品は発注者が公募する。
- ・ 受注者は「神戸・関西圏でのテストマーケティング商品選考会」を開催し、テストマーケティング商品の選定を行うこと。商品選考会の会場は青森市内とし、会場への旅費等は委託料に含み、会場の確保に要する費用は発注者が負担するものとする。

#### ②調査開始前のヒアリング

- ・ 出品事業者へのヒアリングによって、商品の概要や強み、目指す販路・消費者層（属性）等を把握すること。

#### ③テストマーケティングの実施手法

テストマーケティングの手法は問わないが、以下を実施条件とする。

- ・ 神戸市周辺地域または関西圏に居住あるいは勤務する者をモニターの対象者とする。
- ・ 商品の取引条件（卸値、販売価格、納品数、納品方法、商品送料の負担、在庫の取扱方法、不良品の取扱方法等）については、原則として出品事業者と直接連絡調整を行うこと。
- ・ 受発注及び送付時等の事故・トラブル等については、受注者において適切な対処及び解決を図ること。

#### ④アンケート調査設問の設計

- ・ ヒアリング結果を基に、価格・パッケージ・味・商品名等の項目の設問案を作成すること。
- ・ 定量的かつ定性的な調査結果が得られるように設計すること。
- ・ 1商品の最低調査サンプル数は50程度で設定すること。

#### ⑤アンケート調査の実施

- ・ 定量的かつ定性的な調査結果が得られる手法で実施すること。

#### ⑥調査の集計・分析、フィードバック会議の開催

- ・ アンケート調査結果を分析し、神戸・関西圏での販売に向け、商品ごとに販売に向けた効果的な提案内容等を盛り込んだレポートを作成すること。

- ・作成したレポートにより、出品事業者に対するフィードバック会議を開催すること。なお、対面・Web会議等の開催方法は問わない。

### 3. 履行期限

令和7年3月14日（金）

### 4. 成果品

本業務の事業実績報告書（A4版）を2部作成し、電子データも提出すること。

### 5. 著作権

- (1) 納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託料以外の追加支払なしに、その発生と同時に受注者から発注者に譲渡され、発注者単独に帰属する。受注者は、発注者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- (2) 本契約締結日現在受注者、受注者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、発注者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を発注者の著作物として使用し、改変し、また第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受注者から発注者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (3) 受注者は、納入物（本契約においては、委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受注者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。

### 6. 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

## (2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 7. 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

## 8. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。